

# 松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 運用基準

令和3年10月29日制定

(令和4年1月1日施行)

(目的)

第1条 この運用基準は、松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和58年6月22日松戸市条例第33号。以下、「条例」という。）及び条例施行規則（昭和58年12月21日松戸市規則第75号。以下、「規則」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(建築物の新築及び増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置における非特定用途に供する建築物の取扱い)

第2条 条例第4条及び第6条に規定する市長が特に必要がないとするものとは、次の各号いずれかの場合に該当する当該施設利用者が限定される建築物であり、建築物の性質上又は用途上駐車需要が生じないことを明確に示すことができるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の学生、生徒、児童又は幼児のための寄宿舍
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第12号に規定する電気工作物
- (3) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第2号に規定する電気通信設備
- (4) 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設
- (5) その他その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと市長が認める建築物

(駐車施設の規模における特殊装置の取り扱い)

第3条 条例第8条第3項に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置(以下、「特殊装置」という。)を用いる駐車施設のうち市長が認めるものとは、保守点検や配置、敷地周辺状況より安全に利用できることが確認できるものとする。

(駐車施設の附置の特例を認める条件)

第4条 条例第9条に規定する交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして、附置の特例を市長が認める場合とは、次の各号いずれかの場合によるものとする。

- (1) 消防用空地を設けるため、当該敷地に駐車施設を設けることができない場合
- (2) 当該敷地が法令により自動車の出入口を設けてはならない部分のみに面している場合

- (3) 当該敷地が歩行者専用道路など、自動車の通行を制限する交通規制がある道路のみに面している場合
  - (4) 既存建築物の増改築等において、附置義務台数増加分を設置することができない場合
  - (5) 当該敷地の間口が狭く、安全な駐車施設を設けられない場合
  - (6) 当該敷地の面積が1,000㎡以下の場合
  - (7) 当該敷地前面に、電線共同溝の地上機器など、移設困難な工作物等があり、駐車施設の出入口を設けることができない場合
  - (8) 規則第3条第1項2号イに規定する駐車施設に設ける場合
  - (9) 当該敷地が別図に示す鉄道駅周辺に位置する場合
  - (10) 前各号いずれにも該当しない場合において、当該敷地の立地上又は当該建築物の設計上、過度の負担を強いることになると認められる場合
- 2 条例第9条に規定する当該建築物の敷地からおおむね300メートル以下の場所に設ける駐車施設は、原則として当該建築物が属する駐車場整備地区の範囲内に設けるものとする。ただし、当該建築物の立地上、当該範囲内に設けることが困難な場合にはこの限りでない。
- 3 条例第9条の規定により当該建築物の敷地外の場所に駐車施設を設ける者は、当該建築物の敷地外の場所に設ける駐車施設の位置、台数等を記載した表示板等を設置するものとする。

#### (指定駐車施設)

第5条 規則第3条第1項2号イに規定する駐車施設については、次の各号いずれにも該当する駐車場内に設置された、予め市長が指定した部分（以下、指定駐車施設という）とする。

- (1) 建築物である駐車施設であること
- (2) 駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の規模を有する駐車施設であること
- (3) 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下、「施行令」という。）に定める構造及び設備の基準に適合していること
- (4) 条例第8条の規定に適合する駐車施設であること
- (5) 駐車施設の出入口付近の道路に当該駐車施設を利用する自動車の滞留が発生するおそれがないこと
- (6) 原則として別図に示す鉄道駅周辺に位置しないこと。ただし、この基準が施行される前に設置された駐車施設についてはこの限りでない

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する用途の施設及びそれに付随する駐車施設でないこと
- (8) 原則として駐車場整備地区の範囲内であること。ただし、当該駐車施設周辺の状況により、当該範囲内に設けることが困難な場合にはこの限りでない。

（指定駐車施設に附置することができる駐車台数）

第 6 条 前条に規定する指定駐車施設へ附置することができる駐車台数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般公共の用に供する部分については、当該部分に係る台数の 10 分の 3 以下とする。  
ただし、当該駐車場に設けることが可能な台数（以下「空き台数」という。）が、当該部分に係る台数の 10 分の 3 以下となる場合は、当該駐車場に附置することができる台数は、空き台数以下とする。
  - (2) 次に掲げるいずれかの方法により附置義務受け入れ台数分を常時確保する運用を行う場合は、その台数を空き台数とする。
    - ア 規則第 3 条第 1 項 2 号アに規定する特定の駐車ますに対して永続的な利用が担保された駐車施設ではないものの、エリア分けを行うことなどにより条例第 4 条から第 7 条までの規定により駐車施設を附置すべき者が常時駐車できる運用を行う場合
    - イ 一般公共の用に供する部分について利用券を発行することなどにより条例第 4 条から第 7 条までの規定により駐車施設を附置すべき者が常時駐車できる運用を行う場合
    - ウ その他これらに類する方法により、運用上、附置義務受け入れ台数分を常時確保する運用を行うことができるものと市長が認める場合
- 2 前項 1 号に規定する空き台数の算出方法は、入庫台数に関するデータの有無に応じて、次の表のとおりとする。

入庫台数データの有無		算定の方法
日毎のデータ (過去1年分)	時間毎のデータ (1時間 or 2時間)	
データ有	データ有	過去1年間で平日30番目、休日10番目に入庫台数が多い日について、その時間毎の在車台数のうち、最も少ない空き台数を使用
データ有	データ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1ヶ月の時間毎の入庫台数を調査</li> <li>・平休別で、時間毎の在車台数の平均値を算出</li> <li>・過去1年間で、平日20番目、休日5番目に入庫台数が多い日について、上記時間毎の在車台数の平均値のうち、最も少ない空き台数を使用</li> </ul>
データ無	データ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3か月（うち7月もしくは12月を含むこととする）の時間毎の入庫台数を調査</li> <li>・直近3か月間で、平日5番目、休日2番目に入庫台数が多い日について、その時間毎の在車台数のうち、最も少ない空き台数を使用</li> </ul>

(駐車施設の指定)

第7条 第5条の規定による指定を受けようとする者は、駐車施設の指定（変更・廃止）申請書（第1号様式）及び別表に定める図書を市長に提出するものとする。指定を受けた事項を変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 市長は、前項の申請を認めるときは、駐車施設の指定（変更・廃止）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(附置義務分の駐車台数を常時確保できることが分かる資料)

第8条 規則第3条第1項2号イに規定する附置義務分の駐車台数を常時確保できることが分かる資料とは、当該駐車施設の指定（変更・廃止）通知書（第2号様式）の写し、当該駐車施設の附置条例受入状況報告書（第3号様式）及び別表に定める図書とする。

2 前項の規定による通知書及び報告書は、条例第4条から第7条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、第7条の規定による指定を受けた駐車施設の管理者の協力を得て作成するものとする。

(事前協議)

第9条 市長は、条例第4条から第7条までの規定により駐車施設を附置すべき者が条例第9条の2に規定する届出をする際には、あらかじめ前条の取扱いについて協議を実施し、根拠を求めることができるものとする。

(駐車場管理者決定届)

第10条 条例第9条の2による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了した時は速やかに、駐車施設管理者決定届（第4号様式）を市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、条例第9条の規定により駐車施設を設ける場合、条例第9条の2による届出時点において当該届出に係る行為を完了した時の駐車施設管理者が明確に示されているときは、省略することができる。

(使用状況報告)

第11条 次に掲げる駐車施設を使用する者及びその所有者又は管理者は、駐車施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設の使用状況について、市長に報告を行うものとする。その報告は、使用状況報告書（第5号様式、第6号様式）のほか、別表に定める図書を市長に提出し、行うものとする。

(1) 条例第8条第3項に規定する特殊装置 条例第8条第3項及び条例第9条の2の規定により提出された特殊装置に係る書類または図書に記載の有効期限を超えたときには、当該駐車施設が特殊装置として有効であることを示すこと。

(2) 規則第3条第1項2号ア及びイの規定による駐車施設 規則第3条第1項2号ア及びイの規定により提出された駐車施設使用承諾書に記載の有効期限を超えたときには、駐車施設を附置すべき者が当該施設を使用することが有効であることを示すこと。

(3) 規則第3条第1項2号イの規定による駐車施設（第7条の規定による指定を受けた駐車施設） 第7条第2項に規定する指定の通知を受けた日から、毎年1年が経過する日までに、第6条に規定する空き台数とその算出根拠を示すこと。

附 則

1 この運用基準は、令和4年1月1日から施行する。

2 この運用基準施行の際現に新築、増築又は用途変更の工事中の建築物における駐車施設については、この運用基準の規定にかかわらず、適用しない。ただし、第5条の規定による駐車施設の指定については、この限りでない。

運用基準別表

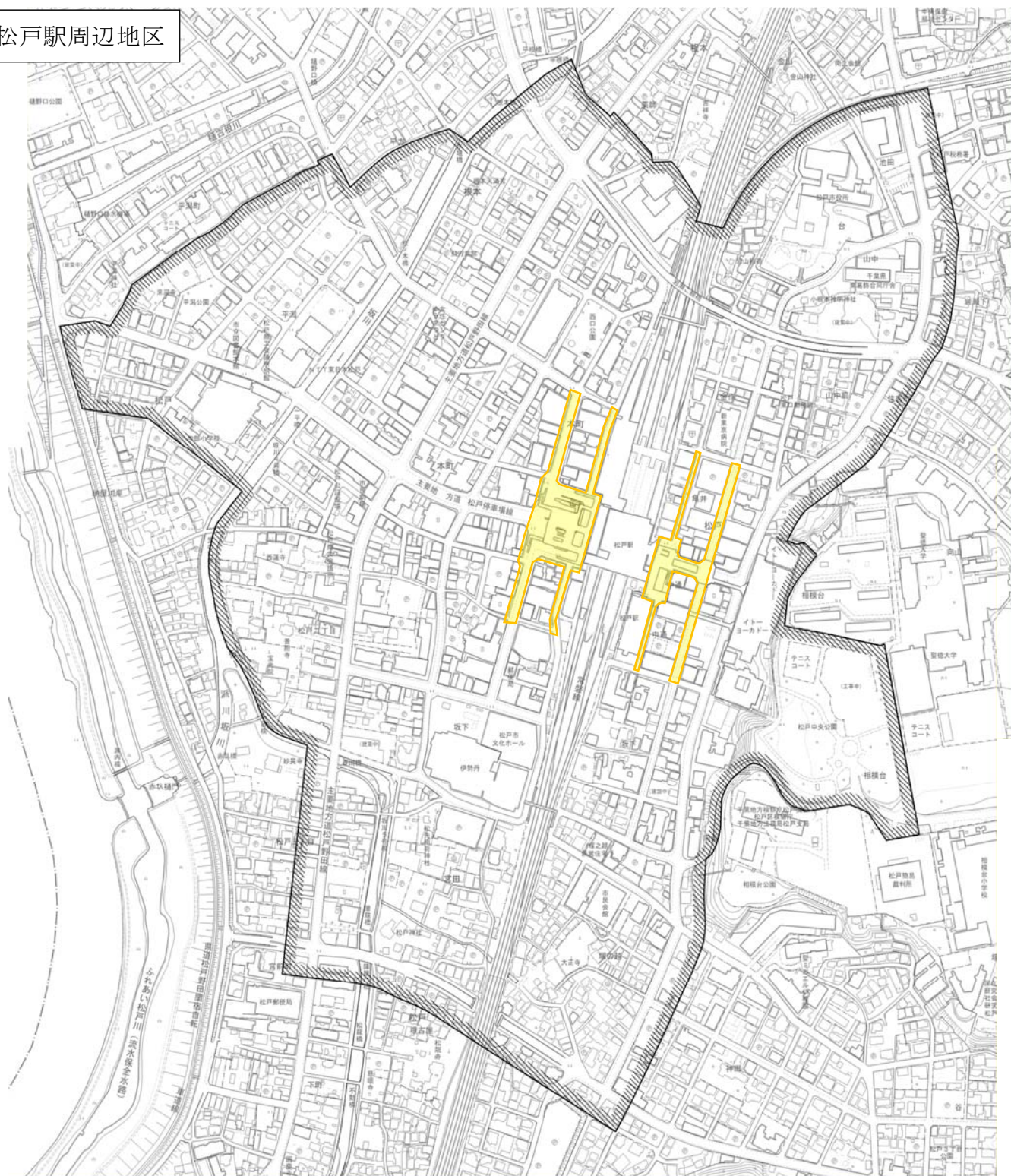
	図書の種類	明示すべき事項
第7条第1項に規定する駐車施設の指定を受けるまたは指定を受けた事項を変更しようとする場合	配置図 (縮尺 200 分の 1 以上)	縮尺、方位、敷地の境界、駐車区画、車路並びに当該敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺 200 分の 1 以上)	縮尺、駐車区画及び車路
	第6条による駐車台数の算出資料	(第1号の場合) 第2項に規定する算定方法による空き台数の算出根拠
		(第2号の場合) 運用方法及びその方法により空き台数を常時確保できることの根拠
	その他施行令に定める構造及び設備の基準に適合していることがわかることを示すもの	上記資料では基準への適合状況が不明である場合にこれを補足するものであること
第8条第1項に規定する附置義務分の駐車台数を常時確保できることがわかる資料	第6条第1項2号の規定により、条例第4条から第7条までの規定により駐車施設を附置すべき者が常時駐車できることがわかることを示すもの	規則第3条第1項2号ア及びイに規定する駐車施設使用承諾書では基準への適合状況が不明である場合にこれを補足するものであること
第11条1号に規定する場合	施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定を証する書類の写し	有効期限内にあること
第11条2号に規定する場合	駐車施設使用承諾書	有効期限内にあること
第11条3号に規定する場合	第6条による駐車台数の算出資料	(第1号の場合) 第2項に規定する算定方法による空き台数の算出根拠
		(第2号の場合) 運用方法及びその方法により空き台数を常時確保できることの根拠

備考

上記図書について、市長は、このほか必要と認める書類等を提出させ、又は当該書類等の一部の提出を省略させることができる。

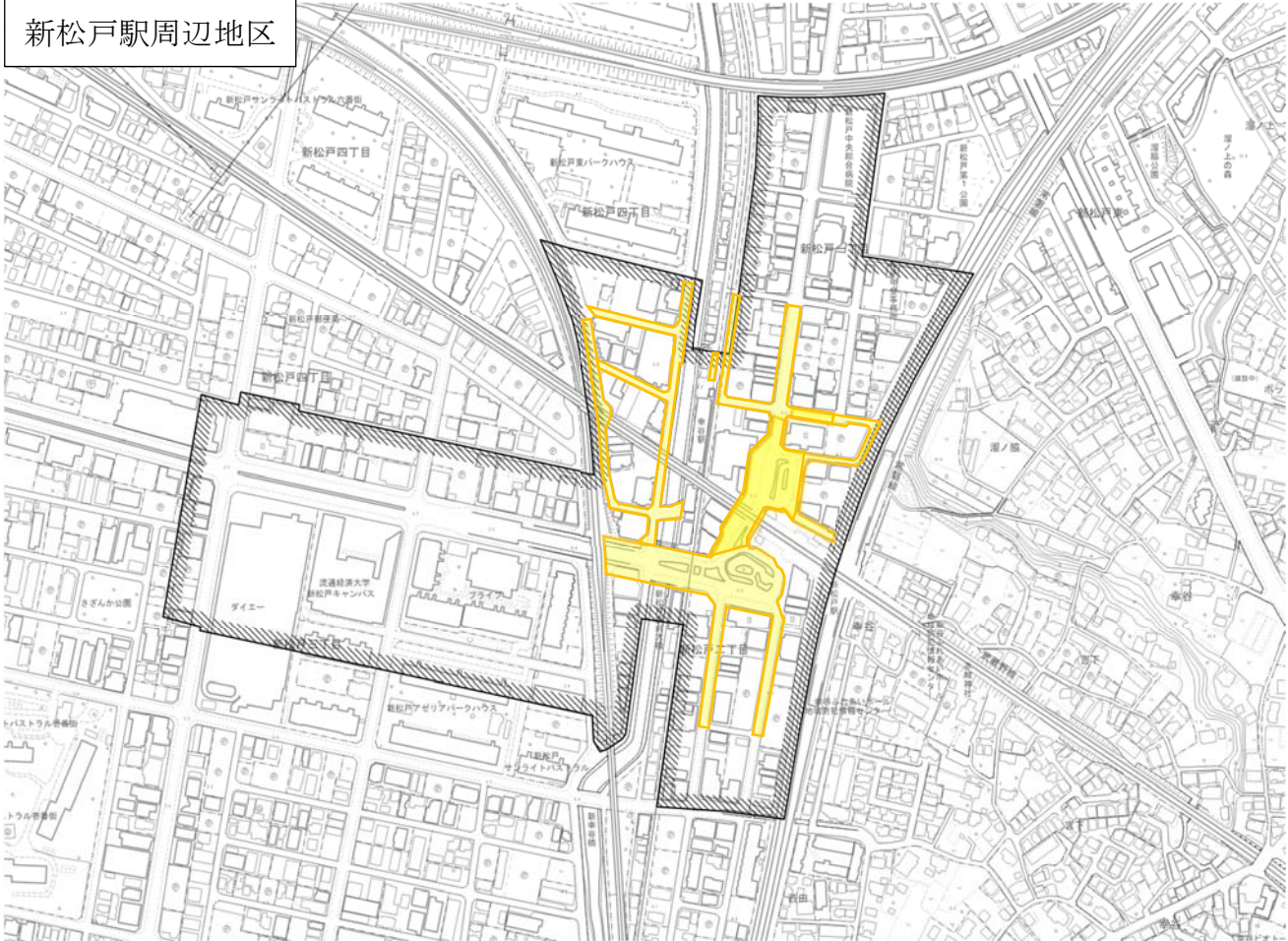
# 運用基準別紙

## 松戸駅周辺地区



- 上図に示す道路に接する敷地の建築物は、条例第9条の附置の特例の適用を認めるものとする（第4条9号）
- 上図に示す道路に車両の出入口を設ける駐車施設は、既存施設（運用基準施行日を基準とする）を除き、原則として指定駐車施設としないものとする（第5条6号）

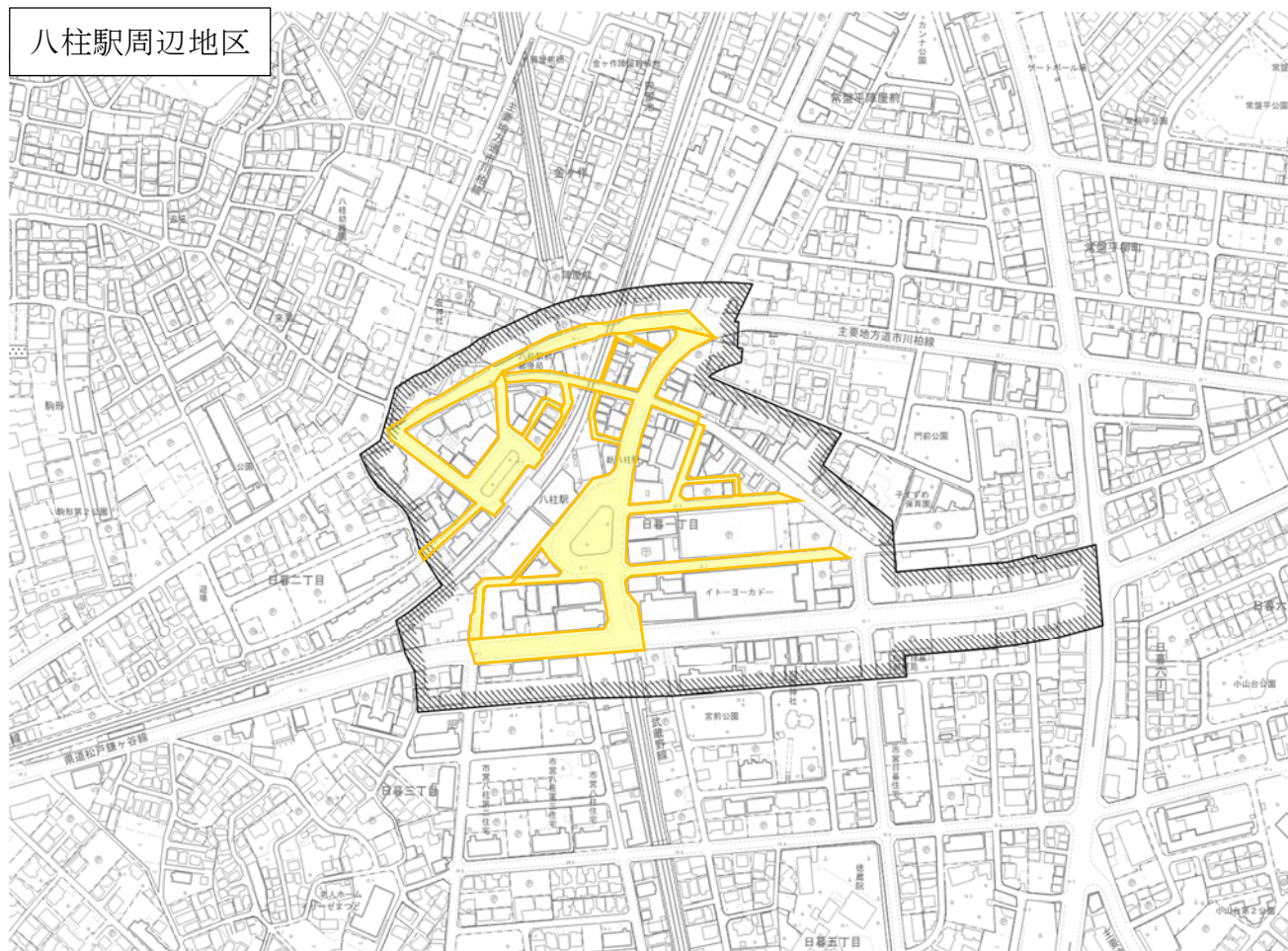
新松戸駅周辺地区



- ・上図に示す道路に接する敷地の建築物は、条例第9条の附置の特例の適用を認めるものとする（第4条9号）
- ・上図に示す道路に車両の出入口を設ける駐車施設は、既存施設（運用基準施行日を基準とする）を除き、原則として指定駐車施設としないものとする（第5条6号）

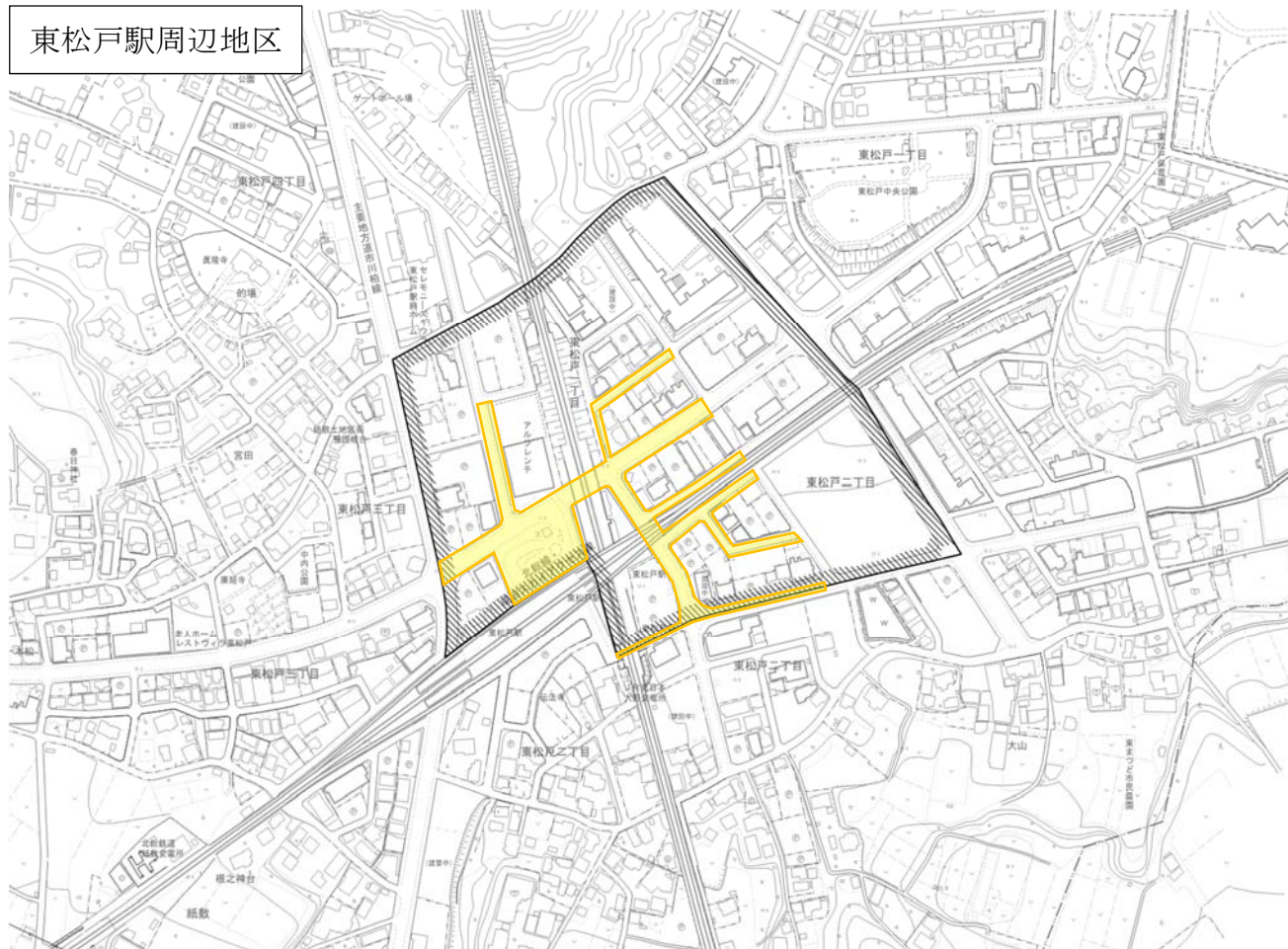


## 八柱駅周辺地区



- ・上図に示す道路に接する敷地の建築物は、条例第9条の附置の特例の適用を認めるものとする（第4条9号）
- ・上図に示す道路に車両の出入口を設ける駐車施設は、既存施設（運用基準施行日を基準とする）を除き、原則として指定駐車施設としないものとする（第5条6号）

## 東松戸駅周辺地区



- 上図に示す道路に接する敷地の建築物は、条例第9条の附置の特例の適用を認めるものとする（第4条9号）
- 上図に示す道路に車両の出入口を設ける駐車施設は、既存施設（運用基準施行日を基準とする）を除き、原則として指定駐車施設としないものとする（第5条6号）

駐車施設の指定（変更・廃止）申請書

年 月 日

（あて先）松戸市長

申請者 住所

（駐車施設所有者又は管理者）氏名

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準第7条の規定による  
 駐車施設の指定（変更・廃止）を受けたいので、次のとおり申請します。

駐車施設	位置				
	名称				
	設置区分	新 設 ・ 既 存			
	駐車施設所有者	土地	住所		
			氏名		
		建物	住所		
			氏名		
	管理者	住所			
		氏名			
		連絡先			
	規模	駐車のために 供する部分 の台数	一般公共の用に供する部分		台
			それ以外の部分		台
合計				台	
構造	自走式				
	機械式				
指定年月日及び番号	年 月 日 第 号				
附置条例受入可能台数	台				

駐車施設の指定（変更・廃止）通知書

年 月 日

申請者 住所  
 (駐車施設所有者又は管理者) 氏名

松戸市長 印

年 月 日付け駐車施設の指定（変更・廃止）申請を認定したので  
 通知します。

駐車施設	位置				
	名称				
	設置区分	新 設 ・ 既 存			
	駐車施設 所有者	土地	住所		
			氏名		
		建物	住所		
			氏名		
	管理者	住所			
		氏名			
		連絡先			
	規模	駐車のために 供する部分 の台数	一般公共の用に供する部分	台	
			それ以外の部分	台	
合計			台		
構造	自走式	台			
	機械式	台			
指定年月日及び番号		年 月 日 第 号			
附置条例受入可能台数		台			

附置条例受入状況報告書（指定駐車施設）

年 月 日

（あて先）松戸市長

設置者 住所  
氏名

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準8条の規定により次のとおり報告します。

駐 車 施 設	位 置				
	名 称				
	設置区分	新 設 ・ 既 存			
	駐 車 施 設 所 有 者	土 地	住 所		
			氏 名		
		建 物	住 所		
			氏 名		
	管 理 者	住 所			
		氏 名			
	規 模	駐車の用に 供する部分 の 台 数	一般公共の用に供する部分	台	
それ以外の部分			台		
合計			台		
構 造	自 走 式	台			
	機 械 式	台			
指 定 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号			
附置条例受入台数/受入可能台数		台/ 台			

駐車施設管理者決定（変更）届

年 月 日

（あて先）松戸市長

設置者 住所  
氏名

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準10条の規定により次のとおり報告します。

駐 車 施 設	位 置			
	名 称			
	設置区分	新 設 ・ 既 存		
	駐 車 施 設 所 有 者	土 地	住 所	
			氏 名	
		建 物	住 所	
			氏 名	
管 理 者	住 所			
	氏 名			
	連絡先			
建 築 物	位 置			
	所 有 者	住 所		
		氏 名		
	附 置 義 務 台 数			
	設 置 台 数			
	完 成 年 月 日			
届 出 年 月 日 ・ 番 号				

駐車施設使用状況等報告書

年 月 日

(あて先) 松戸市長

設置者 住所  
氏名

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準11条の規定により次のとおり報告します。

駐 車 施 設	位 置			
	名 称			
	設置区分	新 設 ・ 既 存		
	駐 車 施 設 所 有 者	土 地	住 所	
			氏 名	
		建 物	住 所	
			氏 名	
管 理 者	住 所			
	氏 名			
	連絡先			
建 築 物	位 置			
	所 有 者	住 所		
		氏 名		
	附 置 義 務 台 数			
	設 置 台 数			
	完 成 年 月 日			
	届 出 年 月 日 ・ 番 号			

駐車施設使用状況等報告書（指定駐車施設）

年 月 日

（あて先）松戸市長

申請者 住所

（駐車施設所有者又は管理者）氏名

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準11条の規定により次のとおり報告します。

駐 車 施 設	位 置				
	名 称				
	設置区分	新 設 ・ 既 存			
	駐 車 施 設 所 有 者	土 地	住 所		
			氏 名		
		建 物	住 所		
			氏 名		
	管 理 者	住 所			
		氏 名			
	規 模	駐車の用に 供する部分 の 台 数	一般公共の用に供する部分	台	
それ以外の部分			台		
合計			台		
構 造	自 走 式	台			
	機 械 式	台			
指 定 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号			
附置条例受入台数/受入可能台数		台/ 台			